

令和3年11月9日
福島県保健福祉部社会福祉課

福島県災害義援金配分委員会の書面決議結果について

下記議題について令和3年9月7日付けでお知らせしたところですが、一部自治体における被害件数の増加を考慮し、改めて義援金配分委員会にて書面決議した結果、令和3年2月福島県沖地震災害義援金の配分の対象と基準等を別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- ・ 議 題 令和3年2月福島県沖地震災害義援金配分単価の再設定及び最終配分について

(別紙)

令和3年2月福島県沖地震災害義援金配分単価の再設定

及び最終配分について

福島県災害義援金配分委員会は、令和3年2月福島県沖地震に伴う義援金について下記のとおり配分額を決定する。

記

1 配分地域について

災害救助法が適用された福島県内の17市町

2 義援金配分額及び配分対象者（世帯）について

(1) 死者・行方不明者	1人当たり	70,900円
(2) 全壊（住家）	1世帯当たり	70,900円
(3) 半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）（住家）	1世帯当たり	35,450円

3 義援金額

(1) 現在までに寄せられた義援金額（令和3年7月31日現在）

日本赤十字社 85,974千円

共同募金会 6,938千円

県分義援金 52,256千円

受入額計 145,168千円

(2) 配分原資 145,168千円

(3) 配分総額（予定） 145,026千円

(4) 残額（予定） 142千円 ((2)-(3))

4 市町村への配分時期

1 1月上旬～中旬 市町村より配分に係る請求手続き

1 1月中旬～下旬 所要額を各市町村に交付

1 1月下旬以降 市町村を通して被災者に支給